



地球温暖化国際交渉に関する政策提言

第1部：日本が追求すべき交渉のボトムライン

研究主幹 澤 昭裕



21世紀政策研究所

地球温暖化国際交渉に関する政策提言

第1部：日本が追求すべき交渉のボトムライン

21世紀政策研究所 研究主幹
澤 昭裕

本年12月にデンマーク・コペンハーゲンで行われる予定のCOP15において、京都議定書に続く2013年以降の温室効果ガス削減のために国際枠組みについての合意が目指されることになっている。現在、それに向けての各国政府間交渉が精力的に行われているこのタイミングを捉え、これまで当研究所が行ってきた種々のポスト京都議定書に向けた政策提言等^{※1}を踏まえ、今後の国際交渉に向けて日本政府が採るべき戦略、交渉ポジション、得るべき交渉成果等についての政策提言を行うこととした。

この政策提言第1部では、日本が追及すべき交渉結果のボトムラインを提示する。続いて発表を計画している第2部では、今次国際交渉上大きなテーマになる途上国支援のあり方について、現状のCDM(クリーン開発メカニズム)制度の問題点にも触れながら、検討を加える予定である。

※ なお、本提言は21世紀政策研究所の研究成果であり、日本経団連の見解を示すものではない。

※1

「ポスト京都議定書に向けた新たな枠組の提案」 中間報告書 <http://www.21ppi.org/pdf/thesis/071015.pdf>

「ポスト京都議定書の枠組としてのセクター別アプローチ-日本版セクター別アプローチの提案-」 <http://www.21ppi.org/pdf/thesis/080311.pdf>

「国内排出権取引制度についての小論」 <http://www.21ppi.org/pdf/thesis/081111.pdf>

"A Sectoral Approach as an Option for a Post-Kyoto Framework" (Harvard Project on International Climate Agreementへの寄稿)

http://belfercenter.ksg.harvard.edu/publication/18736/sectoral_approach_as_an_option_for_a_postkyoto_framework.html

(要 約)

日本は、以下の5つの必要条件が全て満たされてはじめて、新たな議定書(京都議定書の改正を含む)を署名することとすべきである。

<第1条件：中期排出削減目標の国際的衡平性>

次期枠組みに規定される日本の中期排出削減目標量については、米国を含む全ての先進国との比較において衡平性が担保されること。その際には下記4点が考慮されねばならない。

- ①削減ポテンシャルおよび削減費用はセクター別アプローチに基づいて分析されること。
- ②温室効果ガス全体のみならず、エネルギー起源CO₂のみでも各国比較を行うこと。
- ③柔軟性(京都)メカニズムの活用およびLULUCF(土地利用、土地利用変化及び林業)によって確保されるクレジット量は除いた上で比較されること。
- ④限界削減費用均等化が衡平性比較基準の中心となること。

※中でも④は、真摯に省エネ努力をしてきた国に報い、各国の保護主義的な動きを防ぎ、途上国の参加を促すために非常に重要な条件。

<第2条件：技術的実現可能性及び負担の受容可能性>

当該目標が日本にとって、技術的に達成可能であり、国民経済負担の観点から受容可能であること。

<第3条件：米国の確実な批准>

最大排出国の米国が新議定書に署名するだけでは足りず、同国議会における批准の見込みが確実にになっていること。または、最大排出国が批准することが発効要件である旨、新議定書の条文上明白に盛り込まれていること。

<第4条件：主要排出途上国の原単位目標と削減行動約束>

中国、インド等経済的に進んでいる主要排出途上国の削減行動に関しては、例えば

- ①少なくとも経済全体(economy-wide)についての原単位目標を掲げ、MRV(Measurable, Reportable, and Verifiable)な削減行動を取る(この場合、政府の政策措置=policies & measures)こと
- ②自国のエネルギー多消費型産業について、一定の原単位目標を掲げてMRVな削減行動を取ることにコミットするなど、炭素リーケージ問題を解決することにつながる形で、経済的に進んでいる主要排出途上国がMRVな削減行動を取ること。

<第5条件：途上国に対する支援措置は、第4条件と同時決着かつ自助努力促進型>

途上国に対する技術面、資金面での支援は、上記第4条件と同時にセットされること。また、新たな支援措置は、将来の主要排出途上国の温室効果ガス削減へのコミットメントとその自助努力による実行を促すものでなければならず、先進国への資金・技術依存を永続的なものにするような仕組みであってはならない。

(本 論)

1. 次期枠組み合意の必要条件と国際交渉のあり方

(1) 5つの必要条件

現行の京都議定書の問題点は、2007年10月に発表した当研究所「ポスト京都議定書に向けた新たな枠組の提案」中間報告書^{※2}で指摘されているが、次期枠組みに向けた国際交渉との関係では、

- ①先進国間の衡平かつ現実的な責任分担が実現されていないこと
- ②世界最大の排出国である米国の批准が得られていないこと
- ③今後急激な排出増加が見込まれる発展途上国に何らの義務も課されていないこと

の3点が、京都議定書の最も重大な欠陥である。

また、上記①に関連して、**目標決定交渉プロセスにも大きな問題**がある。

「温暖化しない地球環境」は地球規模の公共財であるが、世界政府が存在しない中では、各国から「税金」を徴収して(=「各国に削減目標を割り当てる」と同義)、一元的にその公共財を供給するという解決策は存在しない。したがって、温室効果ガスを削減する経済的負担はなるべく他国に押しつけ、自国の負担を軽くすることを主目的とする外交交渉が行われることになる。京都議定書では、各国の技術的な温室効果ガス削減ポテンシャルやエネルギー需給構造に関する分析は全く不十分なまま、外交ゲームの巧拙に応じて、政治的に数値目標が合意されてしまった経緯がある。

次の枠組み交渉においては、これらの内容的及びプロセス的欠陥を除去するとの観点から、日本政府は「セクター別アプローチによる次期枠組みの構築」という提案を行ってきた。即ち、各国各セクター毎にどの程度の技術的削減ポテンシャルがあるのか、また、コストはどの程度になるのかという分析を踏まえて、各国の中期削減目標を決定していくという考え方である。

これらの点を考慮すれば、日本は、次ページの5つの必要条件が全て満たされてはじめて、新たな議定書(京都議定書の改正を含む)を署名・批准することとすべきである。特に、議院内閣制の日本の場合は、米国などの政治体制と異なり、署名することそれ自体が批准と同じ重みを持つため、署名の段階(国際交渉の最終段階)でその可否を判断すべきである。

※2 <http://www.21ppi.org/pdf/thesis/071015.pdf> p.30-34.

第1条件 中期排出削減目標の国際的衡平性

次期枠組みに規定される日本の中期排出削減目標量については、米国を含む全ての先進国との比較において衡平性が担保されること。

その際には下記4点が考慮されねばならない。

- ①削減ポテンシャルおよび削減費用はセクター別アプローチに基づいて分析されること。
- ②温室効果ガス全体のみならず、エネルギー起源CO₂のみでも各国比較を行うこと。
- ③柔軟性(京都)メカニズムの活用およびLULUCF(土地利用、土地利用変化および林業)によって確保されるクレジット量は除いた上で比較されること。
- ④限界削減費用均等化が衡平性比較基準の中心となること。

※中でも④は、真摯に省エネ努力をしてきた国に報い、各国の保護主義的な動きを防ぎ、途上国の参加を促すために非常に重要な条件。

第2条件 技術的実現可能性及び負担の受容可能性

当該目標が日本にとって、技術的に達成可能であり、国民経済負担の観点から受容可能であること。

第3条件 米国の確実な批准

最大排出国の米国が新議定書に署名するだけでは足りず、同国議会における批准の見込みが確実になっていること。または、最大排出国が批准することが発効要件である旨、新議定書の条文上明白に盛り込まれていること。

第4条 主要排出途上国の原単位目標と削減行動約束

中国、インド等経済的に進んでいる主要排出途上国の削減行動に関しては、例えば

- ①少なくとも経済全体(economy-wide)についての原単位目標を掲げ、MRV(Measurable, Reportable, and Verifiable)な削減行動を取る(この場合、政府の政策措置=policies & measures)こと
 - ②自国のエネルギー多消費型産業について、一定の原単位目標を掲げてMRVな削減行動を取ること
- にコミットするなど、炭素リーケージ問題を解決することにつながる形で、経済的に進んでいる主要排出途上国がMRVな削減行動を取ること。

第5条件 途上国に対する支援措置は、 第4条件と同時決着かつ自助努力促進型

途上国に対する技術面、資金面での支援は、上記第4条件と同時にセットされること。また、新たな支援措置は、将来の主要排出途上国の温室効果ガス削減へのコミットメントとその自助努力による実行を促すものでなければならず、先進国への資金・技術依存を永続的なものにするような仕組みであってはならない。

それぞれの条件の詳しい検討は次章で行う。

(2) 外交姿勢と国内世論

本提言で、批准のみならず、署名を軽々しく行うべきではないということを強調するのは理由がある。それは、多国間外交交渉の最終段階において、日本以外の国々がある一定の交渉最終案を飲むよう日本に圧力をかけてきた場合、「**国際的孤立**」を避けるためという理由で、**国益を守るためにそれまで必死で維持してきた外交ポジションを放棄してまでも当該案に賛同してしまうという、他国には見られない日本独特のマインド・行動パターンが存在している**からである。

「国際的孤立」というのは相対的な概念であり、外交の場では全ての国が「国際的孤立」状況にあるといっても過言ではない。また、本当に「国際的孤立」的な状況になっているとすれば、それはそれまでの外交の持っていきかた（アライアンスを形成する、国際世論に訴えるなど）の失敗を意味しているに過ぎない場合もある。いずれにせよ、こうした意味での「国際的孤立」は、日本の国益を放棄する理由にはならない。

実際には日本政府が厳しい外交交渉を行っているからこそ、他国が日本政府の交渉ポジションを攻撃しているだけであって、むしろ逆に外交交渉が成功していると言ってよい状況であるにもかかわらず、それを「国際的孤立」だと捉えて批判的に報道される場合がある。そうした国内報道に政府・政治が過剰に反応して、「交渉上譲歩せよ」的な指示を出すようなことでもあれば、現場の外交努力は水泡に帰すことになる。例えば、セクター別アプローチは、京都議定書の欠陥を取り除き、より持続可能な国際的な地球温暖化対策の枠組みとして、日本政府が提唱している。であれば、交渉の最終局面でセクター別アプローチが他国の攻撃包囲網に陥ったとしても、最後まで主張を通すべきである。

日本は、短期的には「孤立」したとしても、正論にこだわった方が、安易に譲歩して崩壊する枠組みに与するような外交的選択を行うよりも、**真の国際貢献を行うことができる**のである。また、こうした筋にこだわる外交交渉姿勢を正当に評価する国内世論があってこそ、日本の真の外交成果が確保されるのだということに、我々はそろそろ気がつかなければならない。

また、日本人が好きな「**率先垂範論**」にも**注意が必要**である。例えば、先進国が野心的な目標を掲げれば、途上国も協力姿勢に転じることになる、といったような言説である。一見、もっともらしい言説だが、少なくとも地球環境外交ではそうした考え方は当てはまらない。実際、京都議定書の批准に至る議論では、2001年3月に京都議定書から脱退した米国に対する対応として、「日本が批准すれば、米国はついてこざるをえなくなる」といった議論がメディアのみならず、永田町や霞ヶ関においても真剣に議論されていたし、実際米国を説得する働きかけも最後まで行うべきという共通認識が存在していたのである。現在、オバマ政権になって米国に対して日本全体が好意的になっているが、その認識は今どこにあるのだろうか。また、福田総理が2008年1月のダボス会合で、日本が米国に先んじて「**国別削減目標の設定**」を打ち上げたが、米国はついてきただろうか。こうした苦い経験は、その後の外交に教訓を残すべきものであるが、何度も同じ世論になり、何度も同じことを繰り返していることが多い。

環境外交交渉の現場では、各国政府とも、交渉相手国内の世論の動向や外交上の「くせ」などについての情報を収集分析し、自国の有利・相手国の不利になるような交渉手法や提案を行うことが常套手段である。**(1)に掲げた条件は相当タフなものではあるが、交渉プロセスの最終日最終期限まで「国際的孤立」だけを理由に安易に譲歩することがあってはならない。**むしろ、そうした「折れない」姿勢は日本の環境外交には珍しいことであり、こうした日本の姿勢に直面した他国は、むしろ譲歩を申し出てくる可能性が高いことに留意すべきである。

(3) 国際交渉と国内対策との関係

地球温暖化対策を巡る国際交渉は、単なる環境外交交渉ではなく、各国の経済的利害・エネルギーセキュリティの確保などを背景とした経済交渉の性格を色濃く持っている。外交交渉プロセスにおいては、政府は交渉妥結に向けてさまざまなギブアンドテイクを繰り返していくことになるが、こうした性格の地球温暖化国際交渉では、政府が行う譲歩の一つ一つが国内の多くの関係者に影響を与える。だからといって、それぞれの譲歩が受け入れられるかどうかについて、事前に利害関係者の了解を取りながら進めるとするのは、国際交渉の現場で時間的猶予がない中、次々と難しい判断に直面する交渉関係者にとっては至難の技であると言える。

一方で、国際合意によって影響を受ける国内関係者にとっては、自らが明示的に了解しているわけではない条件・要素を、政府が国際交渉で合意してきたからといって、無条件に承諾できるものでもない。

例えば、次期枠組みの交渉において、他の先進国や主要排出途上国との間で合意を得るためには、中期目標の数値や技術移転を促進する資金供与策を取引材料として使うことは避けられない。また、そうした裁量権は、外交現場の交渉担当者に与えられるべきであると考え。しかし、**仮に新たな枠組みが合意され、日本も一定の削減義務や財政的負担を負うことになった場合には、その批准に至る過程で、国内対策や費用の官民分担などについて、改めて議論されるものであって、国際合意が成立したと同時に決着しているわけではないという共通理解が必要**である。そうした共通理解がなければ、外交交渉現場で行われる裁量的なギブアンドテイクが、国内の関係者に過度な懸念を生じさせることとなり、その結果、国内合意への阻害要因になってしまう危険がある。

外交交渉結果を国内合意に結び付けていくための説明責任は重大であり、政府と政治は、

- ①**政府部内における外交当局の交渉ポジションと国内対策検討部局における検討の整合性確保**(例えば、**中期目標のあり方に関する外交ポジションと、中期目標検討委員会で検討対象となっている選択肢が矛盾していないかなど**)
- ②**政府による国内メディアに対する積極的な外交情報提供、背景説明**
- ③**中期目標がどのような国民負担を招くのか及びその国際的公平性について、一般国民及び政治家に対する積極的な情報開示と説明**

に十全の努力を払わなければならない。

また、国際交渉の最後の局面で、冷静な戦略なく行き当たりばったりの妥協を余儀なくされることがないように、日本としてのボトムラインを、事前に様々な形で公表しておくことが効果的である。そうした観点から、**現在中期目標検討委員会で検討されている中期目標を、政府として正式に決定・公表する際に、本政策提言において明らかにしたような合意署名の必要条件を併せて決定・公表することを期待する。**

産業界としても、これに先立って地球温暖化対策への国際貢献、経済成長・経済競争との両立、技術革新の促進等の視点から、次期枠組みに関する必要条件をまとめて明確にしておくことが必要である。

このようにして、官民の国際交渉におけるボトムラインが明確化されれば、国会決議の形でそれらをフォーマライズする方法も一案である。

(4) 遵守措置のあり方

京都議定書は、批准先進国に対しては、数値目標不遵守に関してペナルティ措置が用意され、非批准先進国には何のペナルティも課されていない。オゾン層保護に関するモントリオール議定書や漁業資源保存に関する条約体制においては、非法的な措置を含めて、非批准国に不利益を課す可能性を規定しているという例もある中で、京都議定書の遵守関連措置は、地球温暖化対策に逆効果をもたらす可能性がある。即ち、割り当てられた数値目標の達成が困難であると考える先進国に対しては、そもそも批准しないという選択肢を選ぶインセンティブを提供し(米国の例)、不遵守を目の前にした批准先進国は、議定書に止まるよりも脱退する方が不利益は少なくなることであり、脱退を促進してしまいかねない構造になっているからである。

仮に、脱退は政治的コストが高くつくため、議定書に踏み止まることに決めるとしても、實際上遵守できなかった国は、次期約束期間以降未遵守分+3割の利子を加えられた上に、京都メカニズムの利用権まで剥奪される可能性もあることから、ますます遵守不可能になる仕組みになっている。したがって、未遵守国は次期の遵守努力を諦め、利子支払いを甘んじて受入れながら、実際には、更に次の約束期間に先送りをするということを企図しかねない。

今般の金融危機に端を発した経済の落ち込みによって、CO₂の排出量も減少する見込みとなったが、経済低迷なかりせば、EUも含め京都議定書の達成が危ぶまれた国は多い。EUなどは、次期約束期間における削減目標を外交的に前面に押し出し、いかにも温暖化対策に積極的であるかのように振舞いながら、現行の京都議定書の削減目標が達成できるかどうかについては、議論を避けているように見える。また、米国オバマ政権も、外交交渉への復帰など地球温暖化問題に対する取り組みの積極化を打ち出しているが、京都議定書自体については、前民主党政権時代に署名した条約であるにもかかわらず、批准する姿勢を示していない。

このように、地球温暖化問題を巡る条約交渉は、注意深く見れば、各国とも「将来に向けてのやる気は示すが、実現努力はおざなりで、努力の欠如が明らかになると、次の期間にはもっと大きな削減目標を掲げたり(EU)、新たな政策を打ち出したり(米国)して世論に積極姿勢を訴えつつ、目標達成自体については世間の目をそらす」という戦略を取っているのではないかと思える。日本政府はそうした中で、唯一、京都議定書の目標を達成するために、生真面目に温暖化対策を実行してきた政府である。日本は、次期枠組みにおける中期目標を、技術的・コスト的に実現可能でかつ遵守可能なものにしようと努力しているにもかかわらず、上記のような戦略をとる世界各国の中に置かれると、国際約束遵守に最大の価値を置く真摯な姿勢が、皮肉にも、逆に温暖化対策に最も消極的であるかのようにしばしば演出されてしまう(実現可能な数値は、いわゆる「野心的」な数値ではない)のである。

温暖化対策は、長期にわたって各国政府・国民の忍耐強い低炭素社会構築に向けての努力を促すものでなければ持続可能なものとはならない。そうした努力を促すためには、**不遵守国に対して、過剰に懲罰的措置を適用するより、どのような政策措置を採ればよいのかをアドバイスを行ったり、政策実行能力を向上させるキャパシティビルディング協力を行ったりすることを念頭に置いた「遵守促進的」措置の方が効果的**である。

また、次期枠組みの対象期間がどのように合意されるかにもよるが、仮に京都議定書のように、約束期間が特定の期間(2013-2020年など)に限定されるならば、その間に生じた不可抗力(履行義務を負う者のコントロールを越えた事象や状況で、あらゆる合理的な努力を行っても克服不可能なもの一山火事による森林消失や地震による原子力発電所の稼働停止など天災による温室効果ガスの増加)による目標未達については、未遵守とはみなされない等の規定も必要である。

これらの点は「署名の必要条件」ではないが、国際的な枠組みを持続可能かつ公正なものとするための工夫として、十分検討されるべき論点である。

2. 5つの必要条件の詳しい検討

以下、各条件について、より詳しく検討していく。

＜第1条件：中期排出削減目標の国際的衡平性＞

次期枠組みに規定される日本の中期排出削減目標量については、米国を含む全ての先進国との比較において衡平性が担保されること。その際には下記4点が考慮されねばならない。

- ①削減ポテンシャルおよび削減費用はセクター別アプローチに基づいて分析されること。
- ②温室効果ガス全体のみならず、エネルギー起源CO₂のみでも各国比較を行うこと。
- ③柔軟性(京都)メカニズムの活用およびLULUCFによって確保されるクレジット量は除いた上で比較されること。
- ④限界削減費用均等化が衡平性比較基準の中心となること。

国際公共財である「温暖化しない地球」を達成するためのコストは、地球上の全ての排出国に衡平に配分されなければならない。コスト分担が不衡平であれば、温室効果ガス削減のための国際枠組みは成立困難となる。仮に成立したとしても、途中で脱落する国が増えていくだろう。京都議定書では、米国が脱退し、カナダは目標達成を放棄した。

京都議定書における日本の削減目標は、COP3の外交ゲームの最終局面で、議長国として全体の合意を得るために、事前に検討されていた削減可能量を大幅に上回るコミットメントを余儀なくされたものであり、特にEUの削減目標との比較においては、その達成容易性において大きな隔たりができていた。また、例えばロシアなどには、排出削減努力とは別の理由で発生した排出量減少を考慮しないような目標が認められており、いわゆるホットエアーが大量に発生している。それだけに、次期枠組みにおける先進国の中期排出削減目標量配分がどのようなかは、日本政府の署名・批准の判断基準として、極めて重要なポイントであるといえよう。

「①削減ポテンシャルおよび削減費用はセクター別アプローチに基づいて分析されること。」

上記のような認識から、日本政府はこれまで、次期枠組みに向けての交渉において、各国の削減ポテンシャルを産業部門、民生部門、電力及び運輸部門のそれぞれの削減ポテンシャル、更には産業部門の中でも排出量の大きいエネルギー多消費型産業についての削減ポテンシャルを、導入技術や政策措置を考慮に入れながら分析するセクター別アプローチを提唱してきている。

これまでの日本の外交努力が無駄でなかったことを証明しつつ、日本にとって衡平な中期排出削減目標量へのコミットにつなげるためには、当該目標量が、第一に「セクター別アプローチに基づく削減ポテンシャル及び削減費用の分析を踏まえた米国を含む全ての先進国との比較」において衡平であることが証明されていなければならない。

セクター別アプローチについては、新議定書のみならず、その次以降の改正に当たっても、技術的削減ポテンシャルと削減費用分析が行われることが、削減目標設定の方法論として確実に定着することが新議定書の条文上明らかになるよう交渉していくべきである。

そのための日本政府の貢献として、これまで多くの研究機関に指摘されてきたセクター別アプローチにおける情報、データコレクションの問題や、バウンダリー設定についての標準化の問題等を解決するために、UNFCCCの下部機関として「エネルギー / CO₂ 効率データ調査分析センター」(Data Center for Energy and CO₂ Efficiency)を設置して日本に誘致し、日本政府が人員と予算の相当部分を負担するとの提案を行うことを提言する。

現在はIEAが行っている同様の調査にデータを依存しているが、IEAは基本的に先進国対象の機関であって途上国とのコミュニケーションが不十分であること、エネルギーセキュリティの側面と温暖化問題との利害コンフリクトが起こりうること、などを考慮すれば、UNFCCC自らがこうした組織を設置することの意義は明らかである。また、その組織を日本(例えば京都も一案)に誘致する旨表明することは、日本の省エネルギー技術が世界トップの水準にあり、エネルギー効率関連データの蓄積や測定方法論についても、産学官に深い知見があることを鑑みれば、日本の温暖化問題解決に向けた外交的貢献としてふさわしい提案ではないだろうか。

「②温室効果ガス全体のみならず、エネルギー起源CO₂のみでも各国比較を行うこと。」

京都議定書や次の議定書の削減対象になる温室効果ガスは、CO₂だけではなく、メタンその他のガスも含まれる。しかし、排出削減負担の一般経済への影響を比べるには、土地利用状況や家畜の存在によって国ごとに大きく変化するメタンなどその他のガスを含めた温室効果ガス全体だけではなく、エネルギー起源CO₂の削減目標についても区分けして、その部分のみで各国比較したうえでの負担分担の衡平性を実現すべきである。

「③柔軟性(京都)メカニズムの活用およびLULUCF(土地利用、土地利用変化及び林業)によって確保されるクレジット量は除いた上で比較されること。」

先進国間での削減目標の衡平性比較を行う際、どのように考慮するのが大きな問題となる要因が、柔軟性メカニズムの利用程度とLULUCFの扱いである。

例えば、ECの最近の文書^{※3}に現れた分析を見てみよう。この表1は、1990年比2020年先進国30%強減のシナリオであるが、EUは自地域で20%減及びクレジット購入で10%減の30%減となっているのに対し、米国及び日本はそれぞれ総計24%減となっているが、そのうちクレジット購入で15%、18%分を賄うことになっている。しかし、この分析は京都議定書に定められ、今後とも維持されると見られている「補完性の原則」(supplementarity: 排出削減は国内対策が主であり、クレジット購入は補完的なものとすべしという原則^{※4})を無視した議論である。ECのこの分析は、表2にあるように、世界各国が排出権取引を完全に自由に行えれば、各国とも削減費用を減少させることができるということを示して排出権取引の有用性を宣伝するためのものだが、実際には補完性の原則が存在しているため、米国や日本は12%を越えてクレジット購入することは許されないの、費用削減効果はこのECの分析よりも小さくなる。

即ち、この分析は、逆に「日本は、柔軟性メカニズムを補完性の原則を無視して最大限活用したとしても、EUの1990年比域内▲20%とコスト上衡平となる国内削減達成可能な数値は1990年比▲6%であり、実際には補完性の原則を無視できないのだから、EUとのコスト衡平を維持すれば、▲6%よりも小さな数値になる」と読むべきものなのである。

このように、柔軟性メカニズムをどの程度活用するかという前提は、先進国間で削減目標の衡平性比較をする際に、大きな影響を及ぼすことになるため、十分注意しなければならない。この点は、現在日本の中期目標を検討している中期目標検討委員会での議論にも当てはまる。中期目標検討委員会での各国目標比較検討結果は、柔軟性メカニズム活用に関する仮定がどのようになっているかを十分吟味したうえで評価されなければならない。LULUCFについてどのような前提を置くかも、同じような意味で、各国目標比較においては極めて重要な要素である。

※3
http://ec.europa.eu/environment/climat/pdf/future_action/part1.pdf p.74-75.

※4
詳しくは、<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/081111.pdf> p.3参照

表1: Reductions in developed and developing countries and trade in emissions rights

	2020 target vs 1990 emissions	Achieved domestic reduction in 2020 vs 1990 emissions	Amount bought (+) or sold (-) in 2020 via the carbon market as a % of 1990 emissions	Reduction in 2020 vs baseline emissions	Amount sold via carbon market as % of baseline emissions
Developed countries	-31%	-22%	9%		
EU	-30%	-20%	10%		
USA	-24%	-9%	15%		
Japan	-24%	-6%	18%		
Russia	-38%	-46%	-8%		
Developing countries				-19%	-6%
China				-20%	-6%
Brazil				-20%	-6%
India				-13%	-4%

表2: Impact of gradual development of the carbon market, POLES

	Total costs 2020 (Billion €, 2005 prices)			Total costs period 2013-2020 (Billion €, 2005 prices)			Relative % costs per GDP, compared to world average		
	No global carbon market	Gradual global carbon market	Perfect global carbon market	No global carbon market	Gradual global carbon market	Perfect global carbon market	No global carbon market	Gradual global carbon market	Perfect global carbon market
Carbon price per ton CO ₂ in developed countries ETS, 2020	72.2 €	43.6 €	22.0 €						
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)
World	213	152	113	996	666	500	100%	100%	100%
Developed countries	166	81	39	755	374	179	173%	119%	76%
Developing countries	48	71	75	241	292	321	41%	85%	120%
EU	47	23	12	249	126	66	136%	94%	66%
USA	68	34	16	318	157	72	185%	129%	83%
Japan	15	7	3	60	30	13	139%	93%	54%
Russia	17	7	3	51	22	12	265%	159%	97%
China	18	30	30	86	109	121	40%	92%	124%
Brazil	2	3	3	11	14	15	43%	87%	119%
India	5	5	8	23	24	34	24%	36%	84%

「④限界削減費用均等化が 衡平性比較基準の中心となること。」

限界削減費用均等化は、省エネ努力を進めてきた（限界削減費用の高い）国を不利にしないために不可欠な条件となる。京都議定書で、省エネ努力を進めてきた日本が、5千億円から1兆円とも言われる資金を海外に支払わざるを得なくなったのは、限界費用均等化という観点が欠如していたからであり、**衡平性の観点から次期枠組みでは絶対に確保すべき**である。

また、産業の国際競争力へのマイナスの影響を最小化する他、国境での炭素関税負担などのWTO上問題のある議論を根本から解決することも可能であり、各国の保護主義的動きを防ぎ、自由貿易を推進する立場からも重要な観点である。

さらに、京都議定書では排出削減義務のない途上国にも、今後排出削減義務を拡大していくには、削減義務を受け入れる前からの排出削減（早期行動）が合理的評価を受けること、早期行動をとった国が得をすることを明確に保証することが必要であり、この点からも限界削減費用均等化の条件は非常に有効である。

そして、各国間での限界削減費用の均等化は、一定の温室効果ガス削減目標を達成するための世界全体のコスト最小化も同時に実現するものである。

EUは一人当たりGDP、GDP当たり温室効果ガス排出量、早期行動、人口成長の4つを衡平性評価の基準として提示しているが、枠の配分としては費用支払い能力に重点を置きつつ、経済効率性は排出権取引を行うことで達成するという考え方だろう。しかし、これでは効率の高い低炭素生産システム、生活スタイルで経済を伸ばしてきた国にペナルティをかけ、それを財源として、まだそうした低炭素社会を築き上げていない国に補助金を出しつづけるということになりかねない。それどころか、その補助金が低炭素社会に向けての努力に使われず、非効率な高炭素社会システムの維持に用いられる可能性もある。更に、EU基準のように、90年からの総量削減で早期行動の程度を測定することになると、いずれ総量目標を掲げることが期待される途上国にとっては非常に不利になる。

つまりEU基準では、一人当たりGDPを高め、省エネを進めた国が不利になる。経済成長著しい新興国が、EU基準を受け入れるインセンティブは弱く、途上国の本来理想的な行動（省エネ投資を早期から進めながら経済成長を図る）を奨励することもない。主要国全ての参加という、2013年以降の将来枠組みに必要な条件が満たされなくなってしまう可能性がある。

また、EUは限界削減費用均等化を基準に採用していないが、それはおそらくその基準に則れば、省エネを極限まで進めてきて限界削減費用の大きい日本に比べて、自らの限界削減費用は小さいため、削減ポテンシャルが大きいことが明らかになることを避けるためではないかと推測される。^{※5}というのも、**EUは国際的な削減目標割り振りの基準には限界削減費用均等化を採用していないが、EU-ETSによる削減分とそれ以外での削減分の仕分けについては、限界削減費用均等化基準を採用している**^{※6}からである。

以上、先進各国間削減目標比較において、衡平性が確保されているかどうかについての4つの判断基準について述べてきた。外交交渉の結果が、上記諸点全てを厳密に満たすことは難しくとも、①から④までの判断基準に関するボトムラインからの乖離は、合理的範囲内に留まっていなければならない。

※5

EUの場合、いわゆる「バブル」により、EU加盟各国がそれぞれ目標を負うのではなく、EU全体としてコミットしているという形になっている。そのため、域内に経済的には実質的に途上国である国が含まれており、域内での負担分担調整のために4つの基準を持ち出してきている。京都議定書においても、EUは英独の（温暖化対策とは無関係な理由で生じた）石炭火力からのCO₂削減というホットエアに依存した形で、削減目標域内分担を行っていたが、そのおかげで他のEU域内先進国は、単独でコミットするよりも楽な目標で済んでいる。次期枠組みにおいては、EU加盟国は15から27に拡大しているが、エネルギー効率の悪い中東欧諸国が加わるため、これらの4つの基準で削減義務負担が割り振られれば、EUの負担は軽くなるどころ、限界削減費用均等化基準で削減ポテンシャルを導出されると、EU全体では相当大きくなり、域内では中東欧諸国の負担が重くならざるをえないため、域内合意が危うくなることを懸念している。

<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/071015.pdf> p.35 参照

※6

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st05/st05849-a01.en08.pdf> p.6 参照

＜第2条件：技術的実現可能性及び国民負担の受容可能性＞

当該目標が、日本にとって技術的に達成可能であり、国民経済負担の観点から受容可能であること。

この必要条件は当然のように思えるが、実は「技術的に達成可能」であるかどうか、「国民経済負担の観点から受容可能」かどうか、という点は、京都議定書の署名・批准の際には十分に検討されていない。むしろ、京都議定書の義務である1990年比▲6%という削減目標は、価格が不確定である排出権を外国から購入してこなければ遵守できないことは当初から認識されていたのである。つまり、▲6%を技術開発・導入だけでは達成不可能だということが前提とされており、排出権価格が2013年の調整期間にいくらになるか不確定であるにもかかわらず、国民経済負担の観点からは受容可能かどうかについての国民的な議論も経ずに批准されたわけである。

次期枠組みにおいて、日本がどの程度の目標にコミットするのかは、京都議定書の際の反省の上に立って、技術的な観点から分析した削減ポテンシャルがどの程度あるのか、それを達成するための政策措置に関する財政負担、炭素価格の上昇による家計負担、産業競争力の変化がどうなるのか等についての情報が、定量的に国民的議論に付するために提供されなければならない。その点で、中期目標検討委員会の責任は重く、同委員会で検討された経済・エネルギーモデルの構造や経済諸指標や導入される政策前提の現実性については、広く公開すべきである。

中期目標検討委員会では、いくつかのシナリオが検討対象となっているが、これらを踏まえて最終的にどのような中期目標にコミットするかは、政府が決定することになっている。注意すべきは、こうしたいいくつかのシナリオが並んでいる場合、「中庸」「足して2で割る」という最終選択がなされやすいことである。また、意図的にそこに落とし込むようにシナリオを並べることも、政策決定の場面ではよく見かけられる風景である。

こうした意思決定方式が政治的にも合理性を持つ場合があることは否定しない。しかし、こと温暖化対策については、技術的な見通しが可能な中期においては、削減目標の達成可能性について、相当確度が高い予想ができる。にもかかわらず、政治的な目標決定、特に技術的に達成可能な水準以上の目標にコミットすることを決めるとすれば、合意にゴーサインを出した政府・政治は、なぜそのような実現不可能と思える目標を国際約束にしなければならなくなったのか、そしてそのために必要な追加的な国民負担の態様・規模はどのようになるのかについて、一般国民に対して十分説明しなければならない。

さらに、国際交渉で合意する中期目標が、いわゆる「乾いた雑巾を絞る」という我が国産業のプロセスイノベーションに期待をかけるのではなく、先進的な省エネ・再生可能エネルギー関連製品のプロダクトイノベーションにつながるものとするのが望ましい。それらの製品の開発普及は、最も難しい国内家庭部門の排出削減につながる効果を持つし、またそれらの製品の輸出によって、ユーザー国の排出削減をもたらすという国際貢献につながる。

正確には、中期目標水準自体にそうした効果があるわけではなく、その目標を達成するために、どのセクターにどのような政策を講じるかという問題ではあるが、交渉担当者は、国際交渉の目先のディールに埋没するのではなく、常にそうした問題意識を持って交渉に臨むべきである。

＜第3条件：米国の確実な批准＞

最大排出国の米国が新議定書に署名するだけでは足りず、同国議会における批准の見込みが確実になっていること。または、最大排出国が批准することが発効要件である旨、新議定書の条文上明白に盛り込まれていること。

COP3(京都会議)の経緯を振り返れば、それまで目標設定に慎重だった米国が、ゴア副大統領(当時)が会議に出席し柔軟姿勢を示したことから、一挙に合意に向かったというのが当時を知る人の共通の記憶である。その際、米国内での批准の可否見通しがどの程度各国交渉官の間で認識されていたかは定かでないが、WTOのような経済交渉専門家から見れば、米国内の議会がどのような反応を示すかによって、交渉の行方が左右されることは常識であるのに比べ、環境外交交渉に参加していた各国外交官(日本を含む)は、そこまで意識していたかどうかは極めて疑問である。仮に意識していたのであれば、米国内で京都会議よりかなり以前に、途上国が義務を負わないような国際合意は批准しないとの上院におけるバード・ヘーゲル決議が全会一致で通っていた事実をどのように評価していたのだろうか。

その後、クリントン政権は京都議定書を批准のために上院に提出することもせず、同じ民主党政権であるオバマ新大統領も、京都議定書を批准する努力を行うつもりは全くない。こうした米国の姿勢は批判されこそすれ、新たに外交交渉に積極的に参画するという態度表明を行っただけで賞賛されるべきものではない。特に米国とEUの立場の違いを調整し、議長国として何とか京都議定書をまとめた日本政府は、本来であれば、米国に対して京都議定書の批准に向けて再検討を促すことを申し入れるべきである。

ただし、現実的には今後アンブレラグループの仲間として、米国とは、次期枠組みに向けた交渉においてアライアンスを組んでいく必要があることから、その入り口で関係を刺々しいものにすることは得策ではないという判断も首肯できる。そうであるならば、次期枠組みの要素として、今度こそは米国議会が確実に批准するためには何が必要なのかを、米国行政府と共通認識を形成しなければならない。

しかし、米国議会が確実に批准するための必要条件を事前に知るには限界があるだろう。したがって、新たな議定書そのものに**議定書の発効要件として、例えば「世界最大の排出を行っている先進国(及び主要途上国、とするのも一案)が批准すること」を含めるというアプローチ**を取ることも検討に値する。世界各国とも、米国が参加しない温暖化対策の不毛性は、まさに京都議定書で深く認識しているわけであり、こうしたアイデアが一定の賛意を集める可能性は十分あろう。^{※7}

※7 米国政府が、次期枠組みを批准が不要な行政協定扱いとするアイデアもありうる。

＜第4条件：主要排出途上国の原単位目標と実現行動約束＞

中国、インド等経済的に進んでいる主要排出途上国の削減行動に関しては、例えば

①少なくとも経済全体(economy-wide)についての原単位目標を掲げ、MRV (Measurable, Reportable, and Verifiable) な削減行動を取る(この場合、政府の政策措置=policies & measures) こと

②自国のエネルギー多消費型産業について、一定の原単位目標を掲げてMRVな削減行動を取ること
にコミットするなど、炭素リーケージ問題を解決することにつながる形で、経済的に進んでいる主要排出途上国がMRVな削減行動を取ること。

以前から当研究所では、セクター別アプローチのようなボトムアップアプローチを適用した場合に、新たな議定書はどのような構造になるかを検討してきた。その結果、セクター別の原単位目標を設け、それを実現するための政策措置の実行も同時に国際的にコミットするセクター別政策アプローチが最も有効であるとの結論に達し、その内容を「ポスト京都議定書に向けた新たな枠組の提案」中間報告書(2007年10月)やA Sectoral Approach as an Option for a Post-Kyoto Framework" (Harvard Project on International Climate Agreementへの寄稿) に示してきた。

そこで議論したアイデアは、次期枠組みは表3のようなポリシーテンプレートの各セルを埋めていく交渉の結果を構造化して得られるセクター別政策アプローチである。

このポリシーテンプレートは、日本政府が既にUNFCCCに提出しているサブミッションに書かれている内容と調整可能である。

表3 ポリシーテンプレート

		エネルギー多消費型産業				電 力		運 輸		民 生		GHG予想削減量
		鉄鋼		セメント		目標・予想削減量	政策措置	目標・予想削減量	政策措置	目標・予想削減量	政策措置	
		目標・予想削減量	政策措置	目標・予想削減量	政策措置							
Annex 1	米 国	法的拘束力あり		法的拘束力あり		法的拘束力なし		法的拘束力なし		法的拘束力なし		法的拘束力あり
	日 本											
	E U											
	英 国											
	ドイツ											
	フランス											
	...											
non - Annex 1	中 国	法的拘束力ありまたはなし		法的拘束力ありまたはなし								法的拘束力ありまたはなし
	ブラジル											
	インド											
	...											
	削減ポテンシャル参考値											地球レベルでの予想削減量

(注) Annex1: 気候変動枠組条約附属書締結国

大きく異なる点は、当研究所案では

- ①先進国が法的拘束力を持つコミットメントを行う対象は、ある期間のGHG総削減量であって、ある時点でのキャップではない。
- ②政策措置(policies & measures)についても拘束力ある形でコミットを行う。
- ③発展途上国の目標値が拘束力のあるものになるかどうかは交渉による。

等となっている一方、日本政府案はそれらの点についてはクリアではないことである。

この政策提言に掲げた<第4条件>の必要条件は、実際の交渉の難しさを考慮に入れて、上記のアイデアの中心部分に絞ったものである。

交渉の進め方としては、最終的にはUNFCCCでの交渉プロセスが中心になることは致し方ないが、日本としては、同じアンブレラグループの米国と交渉成果として目指すところについての認識を一致させるとともに、発展途上国の中でも経済的に進んでおり排出も大きい中国の参加を得ることが優先課題である。

そのためには、日米中の3国間で温暖化対策の今後の方向性を検討する場を設置することが極めて重要となる。特に、アジア太平洋パートナーシップ(APP)での成果を基礎として、セクター別政策アプローチの考え方を取り入れた温暖化対策の枠組みを構築できれば、UNFCCCプロセスのAWG-LCAでの議論を求めることができるだろう。

そのための具体的枠組み案としては、以下の①～⑤のパッケージが考えられる。

①日米間で、中期目標の設定について、削減総量並びに国際競争にさらされている産業セクター(APPにWGが存在している鉄鋼、自動車、紙、セメント等)及び電力セクターについての原単位(効率)指標などに関する緊密な情報交換を行ったうえで、各産業セクターの特性を反映し、実行性が期待される指標をベースとした合意に達する。

②中国に対しては、APPでの分析に基づき、各産業セクター及び電力セクターについての原単位(効率)目標等(新設設備についてのBAT導入やオペレーションにおけるベストプラクティス導入、将来の技術ロードマップに関する合意なども選択肢となりうる)及びその目標を達成するための国内政策措置を採ることにコミットするよう働きかけ、コミットした場合には下記③の方針に沿って、日米両国が当該国内政策措置の実行に対して資金(ODA等の公的資金)・技術面で支援することを約束する。

③上記①、②は表3のポリシーテンプレートの一部分を構成する。新たなクレジットメカニズムを提案するのではなく、中国を含む主要先進途上国は、CDM対象国から卒業しつつ、エコノミーワイドの原単位目標にコミットすれば、現行のJI(共同実施)制度を原単位目標も含むものに拡張して、適用することを提案する。

こうした卒業に合意した先進途上国に対しては、ポリシーテンプレートにおいてコミットした国内政策措置についてのキャパシティビルディングや公的資金支援措置を約束することも検討する(SD-PAM)。さらに、交渉上必要であれば、CDMを当該セクターにおけるBATであると認定された技術の導入を行うプロジェクトに限定したうえ認容することも考えられよう。

④更なる主要途上国支援としては、新たなクレジットのバラマキ的付与ではなく、貿易相互拡大措置を検討することが適当である。コミットした原単位(効率)をクリアしたことがMRVな方法によって認定された工場・プラントで生産された製品についてラベリングを行い、ラベルが添付された製品には関税引き下げ・撤廃を行うことを検討する。一方、上記BAT導入に係る途上国側の関税障壁があれば、それを撤廃する。

⑤先述した「エネルギー/CO₂効率データ調査分析センター」(Data Center for Energy and CO₂ Efficiency)は、上記の原単位についての情報収集及びラベリング認定を行う機関としても位置づけられる。

ただし、APPのように、参加国の自由な意思に基づき、温暖化防止技術普及に重点を置いた官民パートナーシップによる柔軟な活動を、UNFCCCプロセスに直接ビルトインしてしまうと、国連組織による官僚的な運営に陥ってしまい、そのメリットが失われてしまう懸念もある。

そのため、自由度の高い官民パートナーシップのガバナンスの仕組みや既存の産業団体による主導を仕組みの核として継続しつつ、その活動結果をCOPが認証するという形で、国連の関与を間接的なものに留める方法もある。こうしてCOPに認証された国際的貢献活動については、国内対策の負担分担を巡る議論のなかでも、産業界による「責任分担」として広く認識されやすくなる。**日本の産業界の温暖化防止に向けた国際貢献活動として期待すべきは、省エネ・再生可能エネルギー技術や製品の開発普及による世界の温室効果ガス削減であって、「途上国参加を確保するための買収資金の出し手」であってはならない。**

上記のような柔軟なガバナンスを維持するセクター別アプローチに基づいた枠組み提案として、以下のようなWBCSDのアイデア^{※8}がある。特に右記(4)にそうした特徴が見て取れる。

①協力的セクター別アプローチは新しい、広範なツールとして国際枠組の中に創設される。各国・各業界の自主的な参加を通じ、個々の合意が締結される。

②合意について、以下のような重要な要素がある。

- (1) 合意は参加を決めた、限られた国家間にて締結し、関連セクターは参加の意思を表明する。
途上国：国内の排出緩和行動を支援する活動に取り組む。
先進国：関係する排出緩和行動に取り組み、合意事項について途上国を支援する。
民間セクター：いくつかの行動リストから選択実施する。

(2) 合意の範囲は、参加する国、セクターに特化したニーズによって様々である。例えば、

- 既存低炭素技術の普及支援
- 政府・ビジネス間でのクリーン技術の開発に関する協働
- 合意されたベースライン／基準を上回るパフォーマンスへのクレジット付与
- 低炭素技術普及に必要な技術的能力を与えるキャパシティビルディングの支援 等

(3) これら合意は先進国の国別目標からの当該セクターの「除外措置(カーブド・アウト)」につながるものではない。

(4) 合意は気候変動枠組条約の下で正式に認識される。ガバナンスとコンプライアンスを監督する委員会を設立する。

合意は関心を持つ政府間で交渉され、委員会の承認を受ける。

強固なMRV(測定・報告・検証可能な)プロセスを通じて合意内の活動を登録する。

合意はCOPに報告され、認識される。

※8

WBCSD Energy & Climate レポート

“Towards a low-carbon economy:

A business contribution to the international energy & climate debate”

「低炭素社会に向けて：エネルギー及び気候に関する国際対話へのビジネスの貢献」

＜第5条件：途上国に対する支援メカニズムは、削減行動約束と同時決着かつ自助努力促進型＞

途上国に対する技術面、資金面での支援は、上記第4条件と同時にセットされること。また、新たな支援措置は、将来の主要排出途上国の温室効果ガス削減へのコミットメントとその自助努力による実行を促すものでなければならない、先進国への資金・技術依存を永続的なものにするような仕組みであってはならない。

最近、国際交渉の場において、発展途上国の積極的関与を引き出すために、寛容な資金支援を行うアイデアが提案されている。その代表的な例が、セクター・クレジット・メカニズム（SCM）と言われるものであり、主要途上国のあるセクターが一定の原単位等の目標にコミットし、その目標を上回る削減に成功したときに、その差分について途上国政府にクレジットが付与されるが、目標に到達しない場合にもペナルティが課されることはないという、いわゆるno-loseターゲットが念頭に置かれていることが多い。

この仕組みには次のような制度的問題点が指摘されている。

- ①目標は交渉によって決められるが、途上国はこれまで京都議定書では義務が課されていなかったにもかかわらず、目標設定を行うという譲歩を行うのだから、目標は意図的に達成容易なレベルに設定しようとするだろう。目標及びベースライン設定の適切性については、第三者評価を絡ませる方法もあるが、そもそも途上国において収集されるデータの信頼性の低さが問題となる。
- ②対象となる設備が新規だけでなく、既存のもの改修措置等も含めるとなれば、クレジット量の算定や検証について、行政コストが大きくなりすぎる可能性がある。
- ③クレジットが付与される対象が政府になる場合、クレジット収入が適切に低炭素技術の導入努力に見合って配分されるかどうかの担保措置がない。例えば、クレジット収入が、非効率なエネルギー利用技術を使用している企業の競争力維持のために使われたり、全く別の理由で苦境に陥っている産業保護のために使われたりすれば、国際的な市場競争を歪めることになる。

④クレジット付与する対象が仮に企業であっても、温室効果ガス削減プロジェクトごとにクレジットが付与されるのではなく、セクター全体の原単位目標を基準として、その過剰達成に対して付与されるような仕組みになれば、当該企業がクレジットからの収入を低炭素技術の導入に使用する保証はなくなる。

こうした制度的問題点があるうえ、より重大な問題点として、**SCM制度の交渉対象化は、交渉を妥結に導くどころか、むしろ決裂させる危険性を持っている**ことが指摘される。

クレジット付与を条件に主要途上国に何らかの義務をかけようとするれば、当然のことながら途上国は、そのクレジットに対する先進国からの将来需要がどの程度になるかを秤にかける。この制度の下では、将来のクレジット価格をより高くすることが自らの利益になる途上国としては、削減目標交渉において、先進国に対して技術的ポテンシャルを超える削減目標を求めてくることは十分考えられる。そうなれば、先進国としても安易な妥協はできないため、交渉は難局を迎えてしまい、解決の糸口を見出すことは難しくなるだろう。

また、仮にSCM制度を導入した形で交渉が妥結してしまえば、途上国はそうした有利な形での資金獲得手段を簡単に手放すことは考えがたい。温室効果ガスの将来排出見通しを考えれば、主要排出途上国も相当の排出削減努力を行うことが望まれるにもかかわらず、いったん導入された制度の適用要件を段階的に厳しくしていくことは、外交上極めて困難になる可能性が高い。現行のCDMも、件数の過半数は中国・インドで占められているうえ^{※9}、さらにネガティブ・コストの案件（放っておいても、そのプロジェクト自体の経済性から実行されていた案件）にも適用されていないという保証はない。

※9
http://www.kyomecha.org/graph/graph_of_registered_CDM.php
参照。

途上国の支援の枠組みは別途政策提言する予定だが、基本的な原則は、

- ①削減行動に対する約束と同時決着(支援だけが先行することはない)
- ②将来の主要排出途上国の温室効果ガス削減へのコミットメントとその自助努力による実行を促すものでなければならない。
- ③先進国への資金・技術依存を永続的なものにするような仕組みであってはならない。
ということである。

こうした原則にのっとった次期枠組み交渉における途上国支援策の例は、

- ①ワンショットの公的資金の供与(技術協力や輸出信用)
- ②技術移転に対する先進国企業に対する補助金
- ③途上国政府が講じる削減に向けた政策措置に関する
キャパシティ・ビルディング
などが考えられる。

以 上

お問い合わせ

21世紀政策研究所

〒100-8188 東京都千代田区大手町1-9-4 経団連会館6階
Tel. 03-5204-1764 Fax. 03-5255-6279

(2009年4月27日以降)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階
Tel. 03-6741-0901 Fax. 03-6741-0902
URL. <http://www.21ppi.org>